

旅と学びの協議会設置及び会員規約（コロナ対応暫定版）

2021年2月1日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 名称は、「旅と学びの協議会」とする。（以下、「本協議会」という。）

（目的）

第2条 本協議会は、従来の教育では、旅先で学習することを直観的に有効であるにとらえ、修学旅行や社会科見学などを実施しているものの、旅の経験がどのように人間としての成長や成熟につながるのかについては科学的な根拠を持っては検証されていないことに注目し、異分野・異業種の連携、産学官の知見・リソースの融合により、「旅」を科学し、必要な人材育成プログラムの創出などの旅の新たな価値創出を目指す。また、旅を通じた学びのムーブメントと新たな旅の需要創出を目指すことを目的とする。

（活動）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

- （1）新たな「旅」を科学するために、専門的知見を有する研究者や起業家、技術者、法人又は公的機関の従業員等の有識者を講師として招聘し、事例研究結果などを共有する勉強会の開催
- （2）異分野・異業種の連携により、旅を通じた学びのムーブメントと新たな旅の需要創出をするためのワーキンググループ活動（以下、「WG」という。）
- （3）教育における旅の効用の活用と効果の検証のための、人材育成プログラムの実証実験プロジェクトの実施、検証
- （4）教育機関や行政組織への旅の効用を活かした次世代教育の検討・提言の実施
- （5）前各号に資する、あるいは前条の目的を達成するための各種の活動（各種の政策提言、調査研究事業、他団体との連携及び交流等）

第2章 会員

本章に定める第4条および第6条については、コロナ収束の一定時期までは、別紙に記載の（コロナ対応暫定条件）に準ずる。

（会員）

- 第4条 本協議会の会員は、正会員、賛助会員、アソシエイト会員の3種で構成される。
2. 会員は、法人、大学、公的機関又は個人で、かつ第5章に定める運営会議（以下、「運営会議」という。）の承認を受けた者とする。
 3. 正会員とは、協議会におけるWGの活動において実証や科学的検証、WGの運営に主体的に参画することの出来る会員とする。第3章で定める総会（以下、「総会」という。）及び第3条に定める全ての活動に参加可能となる。
 4. 賛助会員とは、旅と学びの最先端事例研究の意欲を持ち、本協議会と共に新たな旅の需要創出に主体的に関与することの出来る会員とする。第3条に定める勉強会に参加が可能となる。
 5. アソシエイト会員とは、地域における実践教育プログラム開発や地域外からの実践教育プログラムの受け入れ支援、旅と学びの効用についての普及啓発などを主体として実施することで参加可能で、事務局により推薦された地方自治体、学校教育機関等とする。アソシエイト会員は、第3条に定めるWGでの実証に参加可能な会員とする。
 6. 前項の規定にかかわらず、正会員から参加の要請があり、かつ、運営会議が承認した場合は、第3条に定める活動に必要な応じて参加することができる。

（入会）

- 第5条 会員になろうとする法人、大学、公的機関又は個人は、所定の入会申込書を事務局に提出する。
2. 正会員及び賛助会員は、運営会議または電子メール等の電子的手段による承認の上、第6条の会費を支払ったことをもって入会する。
 3. アソシエイト会員は、事務局からの推薦に基づき、運営会議または電子メール等の電子的手段による承認をもって入会する。

（会費）

第6条 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、以下に表記の会費は、全て消費税込みの金額表記とする。

- （1）正会員の会費は、一会員につき1,000,000円（以下、「年会費」という。）とする。有効期間は1年間とし、更新する場合には、更新の事実が発生してから2ヶ月以内に次の会費を入金すること。
- （2）賛助会員の会費は、一会員につき120,000円とする。有効期間は1年間とし、更新する場合には、更新の事実が発生してから2ヶ月以内に次の会費を入金すること。
- （3）アソシエイト会員の会費は、無料とする。有効期間は1年間とし、改めて事務局からの推薦に基づき、運営会議による承認がなされた時、更新されるものとする。

2. 本協議会の会員として入会申請を行なった者は、運営会議の承認後、2か月以内に年会費全額の入金をするものとする。

3. 本条に定める会費は、退会を含むいかなる理由であっても返金しないものとする。

(退会)

第7条 退会しようとする会員は、退会する30日前までに事務局に退会届を提出するものとする。

(会員の義務)

第8条 会員は、本規約を遵守し、本協議会の目的遂行のために協力する。

2. 前項の規定にかかわらず、会員による本協議会の活動に伴い組成される事業体等への参加又は出資は任意とする。

第3章 総会

(構成員)

第9条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第10条 総会は、本協議会の会員規約の策定及び改正、活動計画及び予算・決算の承認、代表理事及び理事の選任、並びに本協議会の運営に関する重要事項の議決を行う。

(開催)

第11条 総会は、毎年度1回以上開催する。

2. 総会の開催は、電子メール等の電子的手段にて代用することができるものとする。

(招集)

第12条 総会は、第4章に定める代表理事が招集し、総会議長を務めるものとする。

2. 会員の3分の1以上が総会の開催を求める場合、代表理事は総会を招集する。

(定足数)

第13条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状の提出を含む。）により成立する。

(議決)

第14条 総会における議決は、出席会員（やむを得ない理由のため総会に出席できない会員が、予め、出席会員に議決を委任した場合を含む。）の過半数をもって決する。

2. 総会の議決権は、一会員につき1票とする。

第4章 理事及びアドバイザー

(代表理事及び理事)

第15条 本協議会の団体責任者として理事3名を置き、うち1名を代表理事とする。

- 2 理事及び代表理事は、総会の決議により選任する。
- 3 代表理事は、本協議会を代表し、業務を統括する。
- 4 理事は、代表理事を補佐し、業務に支障のある場合にはその職務を代行する。

(任期)

第16条 代表理事及び理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 代表理事及び理事は、辞任又は任期満了後において、本職を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(アドバイザー)

第17条 代表理事及び理事のうち1名が、認める場合に、本協議会の業務運営に関して議論する上で必要となる情報提供や助言を行う者をアドバイザーとして就任可能とする。

(報酬等)

第18条 代表理事、理事およびアドバイザーの報酬、その他職務執行の対価は、総会の決議をもって定める。

第5章 運営会議

(概要)

第18条 本協議会の活動の執行、推進および及び活動同士の調整を行うため、運営委員会を置く。

2. 運営会議は、前項の他、本協議会の目的のために必要となる、新たな活動の実施及びWGの組成について協議を行う。

(構成)

第19条 運営会議は、議長、副議長、メンバーにより構成される。

2. 議長は、代表理事が兼務する。
3. 副議長は、事務局長が兼務する。
4. 議長及び副議長以外のメンバーは、理事、アドバイザー、事務局及び正会員により構

成され、かつWGのリーダーとする。

(開催及び招集)

第20条 運営会議は、必要に応じて開催するものとし議長がこれを招集する。

2. 運営会議の開催は、電子メール等の電子的手段にて代用することができるものとする。
3. 運営会議は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。
4. 運営会議構成員の3分の1以上から請求があったときは、議長は運営会議を招集する。
5. 開催頻度は2ヶ月に1度程度の頻度で実施をする。ただし、構成員の合意がある場合にはこの限りではない。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 本協議会の活動の事務処理を行うため、事務局を設置する。

2. 事務局は、ANAホールディングス株式会社内（住所：東京都港区東新橋1丁目5番2号汐留シティセンター）に置くものとする。
3. 事務局には、事務局長1名を置く。事務局長は、ANAホールディングス株式会社の社員である者とし、代表理事により任命するものとする。
4. 事務局は、本協議会の運営にあたって、以下の各号の活動を担当する。
 - (1) 本協議会に関する規約の管理及び規約に定める各種の事務手続き
 - (2) 会員の入退会、参加登録及び登録変更の管理
 - (3) 会費の管理及び会計報告
 - (4) 総会の開催支援
 - (5) 会員より報告を受けた権利に関する情報管理
 - (6) その他、事務局が管理すべきと一般的に判断される全ての必要書類の管理
5. 事務局は、会員から提供された個人情報(個人情報とは「個人情報の保護に関する法律」第2条に定める個人情報及びその蔵置媒体を指し、参加者に関する情報を含む。以下、「個人情報」という)について、以下の各号の内容を遵守する。
 - (1) 事務局は、個人情報を本協議会の運営及び活動以外の目的のために利用（以下、「目的外利用」という）してはならない
 - (2) 事務局は個人情報を第三者に提供してはならない
 - (3) 事務局は、個人情報について、目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下、「漏洩等」という）の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない
 - (4) 事務局は、自己の責任において、個人情報を取扱う事務局の従業者（事務局が所属

する企業の組織内にあって直接間接に事務局の指揮監督を受けて事務局の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下、「従業者」という)に本規約の義務を遵守させるものとする

(5) 事務局は、本協議会の活動終了後も前各号の項目を遵守しなければならない

6. 事務局は、事務局が担当する運営の一部又は全部を第三者に委託することができる。委託を受けた第三者は、本規約の全てを遵守しなければならない。

7. 会員及び事務局は、本協議会が主催する各活動において、当該各活動に参加する当事者間で個別の契約（以下、「個別契約」という）を締結することができるものとする。個別契約において、本規約と異なる定めをした場合、当該個別契約の当事者間においては、当該個別契約が本規約に優先して適用されるものとする。

第7章 会計

(事務経費支弁の方法等)

第22条 本協議会の事務に要する経費は、原則、会員からの会費をもって充てる。

2. 補助金、寄付金等が得られた場合は、法令、それぞれの規定等に従って、適正に処理する。

(会計上の活動報告)

第23条 事務局は、毎年度の会計及び活動の計画及び結果について、総会にて報告し、報告内容について承認を得なければならない。

(監査)

第24条 本協議会の出納監査を行う者として、監査役1名を置く。

2. 監査役は、総会により選任する。

3. 監査役の任期は、選任された日から2年とし、任期満了の1ヶ月前までに次期監査役を定める。

4. 監査役は無報酬とする。

5. 監査役は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第8章 その他

(権利の帰属)

第25条 本協議会の活動を通じて得られた、発明、考案、意匠、著作の創作等（以下、「発明等」という。）、産業財産権等の知的財産権に関する権利は、その発明者若しくは発明者の帰属する会員に帰属する。

2. 複数の会員が発明等の創出を行った場合の権利の帰属の詳細の取り扱いについては、当事者間において個別に協議し決定する。

3. 前項までの発明者若しくは発明者の帰属する会員は、適当かつ当該会員の合意がある場合には事前に、それ以外の場合は事後にその概略を事務局へ報告するものとする

(会員等が作成した資料、報告書等の取り扱いについて)

第26条 代表理事、理事、会員、事務局（以下、「会員等」という。）が、本協議会の活動のために作成した資料、報告書等は、会員等のみが使用することとする。

2. 会員等である法人、公的機関又は事務局は、自己の役員及び従業員に本協議会で使用された他の会員等が作成した資料、報告書等の内容を開示することができる。

3. 会員等が、会員等以外の者から本協議会で使用された他の会員等が作成した資料、報告書等の開示を求められた場合には、事前に書面により事務局を通じて運営会議及び作成した会員等の合意を得ることとする。

4. 本協議会活動において共同で作成された成果物の権利は本協議会に帰属するものとする。

(広告宣伝、プレス発表等の取り扱い)

第27条 会員等は、本協議会の目的及びその活動において、広告宣伝、又はプレス発表等をする際には、次の各号に従う。

(1) 発表に関する資料には、本協議会の活動であることを明記する

(2) 会員は、広告宣伝、又はプレス発表に先立ち、発表内容（発表先、発表用原稿）を事務局へ提出する。事務局はその概略を全会員へ通知する

(3) 広告宣伝、及びプレス発表の原稿内容については、それらを作成する会員の責任とする

(4) 会員が行なう論文発表、寄稿記事等で本協議会の成果の全部又は一部に該当するものについては、発表、寄稿等に先立ち、発表内容（寄稿先、発表用原稿等）を事務局へ提出する。事務局は適当かつ当該会員の合意がある場合には事前に、それ以外の場合は事後にその概略を全会員へ通知するものとする

(秘密保持)

第28条 会員等及びアドバイザーは、本協議会の活動において開示された一切の情報（以下、「秘密情報」）について、第三者に開示・漏洩しないものとし、本協議会の目的以外に使用してはならない。

2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示の時点において、公知であったか、又は開示を受けた後に開示を受けた会員の責に帰すべき事由によらず、公知となった情報
- (2) 開示を受ける前から正当に保持していた情報
- (3) 開示を受けた情報を使用することなく、独自に開発した情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報

2. 本条の定めは、会員が退会し、又は本協議会が解散した後も3年間有効に存続する。

(反社会的勢力の排除)

第29条 会員等は、次の各号の事項を確約する。

- (1) 暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
- (2) 会員及び事務局の役員（取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本協議会に入会するものではないこと
- (4) 本協議会が解散するまでに、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行わないこと
 - ① 如何なる者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 威力を用いて業務を妨害又は信用を毀損する行為

2. 会員等が、本協議会が解散するまでに、次のいずれかに該当した場合には、第7条の定めにかかわらず、直ちに本協議会から退会させることができるものとする。

- (1) 前項第1号又は同第2号の確約に反する申告を行ったと判明した場合
- (2) 前項第3号の確約に反して本協議会に入会したことが判明した場合
- (3) 前項第4号の確約に反する行為を行った場合

(活動期間)

第30条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本協議会の設立初年度については、本協議会が設立された日から始まり、その日以後の最初の3月31日に終わるものとする。

(解散)

第31条 本協議会は、以下の各号のいずれかに該当するとき、総会の議決を得て解散する。

- (1) 第2条（目的）に示した本協議会の目的が達成されたとき
- (2) その他、代表理事及び理事の総意で必要と判断したとき

(本規約の変更)

第32条 本規約を変更する場合は、総会の承認を得なければならない。

(実施細則)

第33条 本規約に定めるもののほか、本協議会の事務の運営上必要な細則は、代表理事及び理事又は運営会議で別に定める。

第9章 附則

第34条 本協議会における設立時の役員等位は、設立時総会の決議をもって定める。

2020年9月1日 設立

別紙(コロナ対応暫定条件)

旅と学びの協議会設置及び会員規約の第4条および第6条については、コロナ収束の一定時期までは、以下に準ずる。

(コロナ対応暫定条件：会員)

第4条 本協議会の会員は、正会員、アソシエイト会員の2種で構成される。

2. 会員は、法人、大学、公的機関又は個人で、かつ第5章に定める運営会議（以下、「運営会議」という。）の承認を受けた者とする。
3. 正会員とは、協議会におけるWGの活動において実証や科学的検証、WGの運営に主体的に参画することの出来る会員とする。第3章で定める総会（以下、「総会」という。）及び第3条に定める全ての活動に参加可能となる。
4. アソシエイト会員とは、地域における実践教育プログラム開発や地域外からの実践教育プログラムの受け入れ支援、旅と学びの効用についての普及啓発などを主体として実施することで参加可能で、事務局により推薦された地方自治体、学校教育機関等とする。アソシエイト会員は、第3条に定めるWGでの実証に参加可能な会員とする。
5. 前項の規定にかかわらず、正会員から参加の要請があり、かつ、運営会議が承認した場合は、第3条に定める活動に必要な応じて参加することができる。

(コロナ対応暫定条件：会費)

第6条 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、以下に表記の会費は、全て消費税込みの金額表記とする。

- (1) 正会員の会費は、一会員につき120,000円（以下、「年会費」という。）とする。有効期間は1年間とし、更新する場合には、更新の事実が発生してから2ヶ月以内に次の会費を入金すること。
 - (2) アソシエイト会員の会費は、無料とする。有効期間は1年間とし、改めて事務局からの推薦に基づき、運営会議による承認がなされた時、更新されるものとする。
2. 本協議会の会員として入会申請を行なった者は、運営会議の承認後、2か月以内に年会費全額の入金をするものとする。
 3. 本条に定める会費は、退会を含まいかなる理由であっても返金しないものとする。